

職員配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員配偶者同行休業に関する規則（規則七九）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 印」を「氏名 \_\_\_\_\_」に、「氏名 印」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、（注）を次のように改める。

注

- 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
- 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 5 該当する には、し印を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の配偶者同行休業に関する規則別記様式に相当する改正前の職員の配偶者同行休業に関する規則別記様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。